

現場説明書追加事項

工事名 県道建部大井線舗装補修工事

工 種	種 別	説 明 事 項																									
	技術者の適正配置	<p>1. 請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。</p> <p>2. 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。 なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</p> <p>1. 本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。</p> <p>本工事から発生する建設発生土については、原則、現場内で利用することとし、搬出する場合には以下のとおり指定するものとするが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。なお、現場において予定していた土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 25%;">搬出先住所</th> <th style="width: 25%;">搬出先名称</th> <th style="width: 15%;">片道運搬距離</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第〇種建設発生土</td> <td>岡山市〇区〇〇 〇〇番〇</td> <td>様〇〇</td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第〇種建設発生土</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第〇種建設発生土</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) 土砂は、異物が混入していない建設発生土とする。</p> <p>2. 建設発生土の処理については、施工計画書に基づき適正に処理すること。施工計画書に記している処理方法と異なる処理を行った場合は、契約違反となるので注意すること。施工計画書と異なる処理方法を行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</p>	種 別	搬出先住所	搬出先名称	片道運搬距離	備 考	第〇種建設発生土	岡山市〇区〇〇 〇〇番〇	様〇〇	L=〇km		第〇種建設発生土					第〇種建設発生土									
種 別	搬出先住所		搬出先名称	片道運搬距離	備 考																						
第〇種建設発生土	岡山市〇区〇〇 〇〇番〇		様〇〇	L=〇km																							
第〇種建設発生土																											
第〇種建設発生土																											
	施工時間帯																										
	建設副産物																										

工 種	種 別	説 明 事 項																																													
一般事項	建設副産物	<p>本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。</p> <p>また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。</p> <p>特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>処理場所</th> <th>処理施設名</th> <th>片道運搬距離</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト切削殻</td> <td>岡山市北区御津河内 地内</td> <td>第一建設(株)</td> <td>L=3.9km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) ゴミ等を混入させないこと。 3) As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。</p> <p>2. 本工事で夜間施工時に発生する建設副産物は、〇〇（片道運搬距離L=〇km）に仮置き、昼間時に搬出するよう見込んでいます。</p> <p>3. 特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>処理場所</th> <th>処理施設名</th> <th>片道運搬距離</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木くず(伐採材)</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビニル床タイル</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td>石綿含有</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) ゴミ等を混入させないこと。</p> <p>2. 建設汚泥について 1) 建設汚泥の運搬は、汚泥吸排車による運搬を見込んでいます。</p>	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	コンクリート	岡山市〇〇地内		L=〇km		アスファルト・コンクリート	岡山市〇〇地内		L=〇km		アスファルト切削殻	岡山市北区御津河内 地内	第一建設(株)	L=3.9km		建設発生木材	岡山市〇〇地内		L=〇km		種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	木くず(伐採材)	岡山市〇〇地内		L=〇km		建設汚泥	岡山市〇〇地内		L=〇km		ビニル床タイル	岡山市〇〇地内		L=〇km	石綿含有
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考																																											
コンクリート	岡山市〇〇地内		L=〇km																																												
アスファルト・コンクリート	岡山市〇〇地内		L=〇km																																												
アスファルト切削殻	岡山市北区御津河内 地内	第一建設(株)	L=3.9km																																												
建設発生木材	岡山市〇〇地内		L=〇km																																												
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考																																											
木くず(伐採材)	岡山市〇〇地内		L=〇km																																												
建設汚泥	岡山市〇〇地内		L=〇km																																												
ビニル床タイル	岡山市〇〇地内		L=〇km	石綿含有																																											

工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	その他	<p>8. 残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。</p> <p>9. 本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。</p> <p>10. 本工事は、標準断面発注の工事であるため、以下のとおり実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、工事施工前に「測量」及び「設計図等作成」を実施し、監督員に提出及び協議を行うこと。協議後は、監督員からの「指示」に従うこと。 ・作業費は、共通仮設費の準備費に「路線測量（横断測量）」及び「設計図等作成費」を計上している。 ・[舗装工]における監督員への「設計図書」の提出資料は以下を標準とするが、詳細は監督員との協議による。 縦断面図，横断面図，展開図，面積・断面・切削厚等の計算書， 工事内訳書(数量表)，測量観測手簿

工 種	種 別	説 明 事 項
舗装工	路面切削工	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日々の施工が完了した後、一般車両に交通開放する場合は、縦断方向へのすり付けは、岡山県土木部制定「土木工事設計マニュアル」により、かつ車道段差が無いように施工量を考慮するとともに路肩処理等も完了すること。 2. 施工途中で降雨等のためやむを得ず横断方向に段差が生ずる場合は次の何れかによること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) アスファルト合材により段差のすり付けを行うこと。勾配は4%以下とする。 2) 岡山市土木工事共通仕様書の保安施設設置基準に基づきバリケード、赤色灯等を設置して交通開放を行う。 3. 路面切削量の確認については、「測量による方法」による。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 切削前 <p>一車線当り5点を測量すること。測定方法は、路肩及び車線境界あるいは中央線は、水準測量を行うこととするが、その他の測定点は、水系等を用いた高低差によることができる。(横断プロファイルメーターを使用してもよい。)</p> 2) 切削後 <p>一車線当り3点を測量すること。測定方法は、切削前に測定した路肩等の高さの既知点からの高低差によることができる。</p> 4. 横断測量の間隔 <p>20m毎に1断面の割合で測量を行う。</p>